

## 市町村意見照会の結果（その他意見）

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
1 ページ 脚注	「3Rの説明」については、2ページの脚注にある方がよいと考える。	3Rの説明は、資料編の用語解説で行うこととします。
5 ページ 脚注	「・・・残土条例を制定し、事業者に対する適正処理の指導・・・」とあるが、同項内に「未然に防止」とあることから、「制定することで許可制とし」等に文言を修正すべきではないか。	建設発生土等の埋立てによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、県では、平成9年に「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、土砂等の埋立等を行う事業に対し許可制をとるとともに、条例に基づき土砂管理台帳の作成・地質検査等の報告・標識の掲示等を義務付け、事業者に対する適正処理の指導を行っているので、文言の修正は行わないこととします。
5 ページ 脚注	<p>「残土は廃棄物に該当しない」と言い切るよりは「……該当しないものとして扱われている」程度の記述の方が適切ではないか。（廃棄物処理法には土砂が廃棄物に該当しない旨の記述は無い。</p> <p>また、廃棄物該当性の総合判断は、品目毎に永遠に適用されるのではなく、法の規制の対象となる行為ごとに判断するとされている。「行政処分の指針について（H17.8.12 付け通知）」等を参照）</p>	<p>廃棄物処理法第2条第1項において「「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿・・・その他の汚物又は不要物」と定義されているところです。</p> <p>土砂は、自然のものであり、廃棄物処理法における廃棄物に該当しません。このことは、廃棄物処理法施行時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について（昭和46年10月16日 厚生省 環整第43号）」によって通知されているところです。</p> <p>土砂に廃棄物が混入した場合は個別に判断し廃棄物に該当することも考えられますが、個別のケースを廃棄物処理計画で言及することは適切ではないと考えます。</p>

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
6 ページ 図 2-1-1	ごみ搬出量の推移のグラフについて、グラフの原点がゼロではないため、数値の減少の割合が正しく表現されておらず、見た目で3分の1以下に減少しているような誤解を生じる恐れがある。（その他のグラフについても同様）	原案のままとします。 推移をわかりやすく表現するために縦軸の範囲を調整しています。
7 ページ 図 2-1-3	他のグラフに合わせて、縦軸の単位は万トンより千トンにした方が見やすいのではないか。	御意見のとおり修正します。
7 ページ 【課題】	「近年減少幅が縮小」との表現があるが、近年はほぼ横ばいではないか。	原案のままとします。 平成 23 年を除けば、減少傾向は続いていると考えます。
8 ページ 図 2-1-5	「焼却ごみの組成（平成 25 年度）」の結果については、出典又は根拠の説明を記載した方がよいのではないか。	図 2-1-5 の下に、「出典：平成 25 年度清掃事業の現況と実績」と明記しました。
11 ページ 図 2-1-8	H17 の合計だけ合わない。	合計が合わないのは、内訳の数値について四捨五入しているためです。
13 ページ (意見 4 件)	「有料化」とは、何ごみの有料化なのかを記載した方がよいのではないか。	表 2-1-3 の表題に「(直接搬入ごみを除く。）」と記載します。
13 ページ 表 2-1-2	H23、H24、H25 の合計が合わないが四捨五入のためか。他の表も合わない箇所があり、27 ページの表 2-2-1 にだけその説明がある。	合計が合わないのは、内訳の数値について四捨五入しているためです。 目次の下に「※本書中、図や表において、四捨五入により合計値と内訳の合計の値が一致しない場合があります。」と記載を追加します。
13 ページ 表 2-1-3 (意見 3 件)	表 2-1-3 平成 25 年度ごみ処理有料化の状況について、原単位の欄は必要ないのではないか。 (理由) 無料の市の原単位が最も小さくなっており、有料化によるごみの減量効果が表から読み取れない。 また、有料の区分の中に、原単位の高い市町村と低い市町村が混在しており、平均値だけ示すと誤解を招くおそれがあるため。	表 2-1-3 の原単位の欄を削除します。 排出原単位の大きい市町村が、有料化の導入により排出量を抑制しようとしていることを示したかったものですが、御意見のような捉え方も可能なので、誤解のないよう原単位の欄を削除します

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
14 ページ 【課題】	「ごみ処理の効率化」より可能性が高い「ごみ量の削減」などの方が良いのではないかと。	原案のままとします。 県民にごみ排出量の削減をお願いするだけでなく、処理の主体となる市町村の取組も記載すべきと考えます。
14 ページ 【課題】	「収集回数」より「収集施策」の方が良いのではないかと。	「収集回数の見直し等の施策」を「収集回数など施策の見直し」に修正します。
15 ページ 【現状】	県内には 25 施設の最終処分場がありますが、最終処分場を有していない市町村が平成 25 年度末で 16 市町村あります。また、この（加筆）最終処分場の残余容量は近年減少傾向にあります。	16 市町村の集計根拠を記載します。
17 ページ 【課題】	地域住民の理解のもと、 <u>ごみの減量化・資源化と</u> （加筆）ごみ処理施設の計画的な整備が必要です。	原案のままとします。 この項では「一般廃棄物処理施設等の整備状況」について、現状と課題を記載しています。
19 ページ 表 2-1-7	表 2-1-7 の元となっているアンケートにおいて、本市では、災害廃棄物処理計画を策定していないものの、震災廃棄物処理計画を単独で策定していることから、「単独計画を策定している」に回答している。本表のみでは、誤認されてしまうおそれがあるのではないかと。	市町村には、国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定が求められているため、国の指針を踏まえた計画の策定状況がわかるように表を修正します。なお、震災廃棄物処理計画は、広義の災害廃棄物処理計画に含まれます。
20 ページ 本文中	「現在、単独浄化槽の設置が禁止されている・・・」とあるが、既設の単独浄化槽については規制がなく、現在も使用している方への誤解を防止する観点から、「平成 13 年の浄化槽法改正以降は」等に文言を修正すべきではないかと。	「現在、単独処理浄化槽の設置が禁止されている」を、「現在、単独処理浄化槽を新たに設置することが原則禁止されている」に修正します。
21 ページ 表 2-1-9	H24 から H25 にかけて、単独処理浄化槽の設置基数が大幅に減少していることについて、理由が読み取れないため、説明書きが必要と考える。	表 2-1-9 の下に、「※平成 24 年度から 25 年度にかけて単独処理浄化槽の基数が大幅に減少しているのは、台帳情報の精査を行ったためです。」と記載します。
25 ページ 図 2-2-4	H24 の数字の合計が合わない。	平成 24 年度の数値の合計が合わないのは、グラフに「その他量（保管量）」76,401 トンを表示していないためです。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
25 ページ 本文中	動物の死体（100.0%）とあるが、再生利用の具体的な使用方法はどのようなものか。表計算の結果で100%になっているのではないか。	飼肥料に加工することにより、再生利用していると聞いています。
29 ページ① 本文中	不法投棄の原因について、主な原因はどちらなのか明確に記載すべきでは？そして、出来れば対策についても、具体的な内容を記入していただきたい。	不法投棄の原因は様々であり主たる原因を明確に記載することは難しいと考えています。 不法投棄に対する対策は28ページや展開する施策58ページなどに記述されているところです。
30 ページ② 本文中 （意見3件）	②の本文中、環境への支障の除去について、「平成21年度から平成25年度末までの除去状況は、代執行件数が2件で約6億7千万円の費用がかかりましたが、」とあるが、表2-2-3と本文の内容とが、合わないと思うので、表の説明が必要と考える。	30ページの記述は現行計画に平成20年度までの状況が記載されているので、それ以降の平成21年度から平成25年度までの状況を記述したものです。 30ページ表2-2-3は過去全ての累計数値となっています。なお、同表には累計である旨記述しました。
32 ページ(4)	最終処分場が満杯になった場合、別の最終処分場の建設予定はあるのかどうか。 また、最終処分場の再活用はどのようなものにするのか明記されたい。	原案のままとします。 この項では「産業廃棄物処理施設の整備」について、現状と課題を記載しています。施設の整備主体は民間事業者なので予定を記載することはできません。
34 ページ 本文中	9市町の各地域における取組が進んだとあるが、具体的にはどのように進んだのか。利用量においての具体的な利用方法とは。	家畜排せつ物のメタン発酵、建設発生木材の燃料利用、廃食用油からのバイオディーゼル燃料製造など、多くの地域で多様なバイオマス利活用施設を設置することができました。 また、表2-2-7の「利用量」の具体的な利用方法としては、上記の他、家畜排せつ物のたい肥化、食品廃棄物の飼料化などがあります。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
34 ページ	<p>バイオマスの活用についての記載について、本町も平成 20 年より廃食用油を原料とした BDF 燃料を製造し、地域の公共交通機関である「いすみ鉄道」等への販売しておりましたが、平成 27 年度から新車両の導入等により需要がなくなりました。</p> <p>現在は、1 農家の農業用機械用に販売をしているのみであり、製造量も極めて少ない状況です。</p> <p>一方で、BDF 製造機器のメンテナンス料や製造した製品の分析料等に経費もかかり、公共性・対コスト面から著しく不合理であると判断し、平成 28 年度をもって本事業より撤退する意向であります。</p> <p>その際には、県をはじめとした諸官庁への報告等を行うこととしております。</p>	<p>バイオディーゼル燃料利用については、地域の実情に応じた適切な取組が図られるようお願いしたい。</p>
35 ページ 表 2-2-7	<p>「バイオマスの利用量」について、具体的に利用方法や利用先を区分することが可能であれば、その内訳を記載していただくと分かりやすいと考える。</p>	<p>バイオマス利用方法等の詳細は、県ホームページに掲載している「県バイオマス活用推進計画中間とりまとめ」（平成 27 年 9 月）を参照願います。</p>
41 ページ	<p>国は「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」等において、低炭素社会への配慮を示しており、本市では、温室効果ガス排出量についても計画の数値目標としている。県計画の目標値区分にも温室効果ガス排出量を入れることを検討する必要があるのではないか。</p>	<p>原案のままとします。</p> <p>廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献していきたいと考えています。</p>
41 ページ② 表中 (意見 2 件)	<p>「一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」とは、資源物を除くものであるなら、その旨を記載した方がよいのではないか。</p>	<p>資料編の用語解説において、「家庭系ごみ排出量」の定義を以下のとおり記載します。</p> <p>「生活系ごみ」から「集団回収量」、「資源ごみ」及び「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」を除いたもの。</p>

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
42 ページ	一般廃棄物の再生利用率と最終処分量の目標値について、成算が低いと考えられるので、目標を下げた方がいいのではないか。	原案のままとします。 ごみの排出抑制や、資源ごみの分別排出の取組を一層進めることにより、目標達成は可能と考えています。
45 ページ I - 1 3 R を推進する県民運動の展開 ○ 2 R の取組強化	リサイクルより優先順位が高い 2 R の取組を強化するとあるが、そのことでリサイクルが蔑ろにされてしまうのではないかと懸念がある。	2 R の取組強化は、排出段階での取組の促進を目的としており、決してリサイクルをないがしろにするものではありません。
46 ページ	ちば食べきりエコスタイルについて、平成 26 年 2 月現在で 207 事業者が登録しているとのことですが、この運動をどのように展開して事業者数を増やすのかを具体的に明記されたい。	現在は、県ホームページで登録を随時募集しているほか、県担当者が事業者に訪問し、登録を促しています。 今後は、市町村担当者にも地元の事業者にも訪問していただく、あるいは、市町村から県に事業者情報を提供していただくことで、事業者数を増やすことを考えています。
48 ページ I - 2 市町村と連携した 3 R の推進 主文	「円滑に進むよう、情報提供や助言などを行います。」について事業主体はあくまで市町村だが、「情報発信」や「環境整備に努める」まで踏み込むことはできないか。	原案のままとします。 御意見は今後の参考とさせていただきます。
49 ページ I - 2 市町村と連携した 3 R の推進 ○ 処理困難物の適正処理の検討	適正処理の仕組みの検討だけではなく、生産事業者等への要請も行って欲しい。 市町村による処理が困難な廃棄物に関し、小規模の自治体では日頃から頭を悩ませられる課題である。 については、題目を「処理困難物の適正処理の検討」から「・・・の推進」とし、具体的な内容として、「処理業者の紹介や処理方法の助言を行う。」などの記述を追加するか、「必要な検討を行います。」から「仕組みづくりに取り組みます。」へ適正処理の推進に係る内容に踏み込むことはできないか。	原案のままとします。 一般廃棄物の処理は市町村の責任において行うのが原則ですが、市町村が取り扱いに苦慮している実態を踏まえ、市町村における現状や課題などについて調査・整理した上で、情報共有の仕組みについて検討していきたいと考えています。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
<p>50 ページ I-3 「知識から実践」を定着させる環境学習の推進 ○3Rの推進に関するコミュニケーションづくり</p>	<p>今後、地域の課題解消に向けて実行できるキーマンの育成を検討しており、県計画（案）に位置付けている、シンポジウムの開催など3Rに関するコミュニケーションづくりの推進について、県と連携していきたいと考えます。</p>	<p>御意見は、施策を展開する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>52 ページ I-5 循環産業の活性化 ○エコタウンプラン施設等の活性化の促進</p>	<p>エコタウンプラン施設のさらなる活性化を図るとあるが、現在どのようなものがあるのか分からないので、現状と今後の展開を掲げられたい。</p>	<p>現在の施設状況は県ホームページで公開しています。 今後の展開としては、既存施設のさらなる活性化を図るため、必要に応じて、再生可能な廃棄物の排出元情報をエコタウン事業者に紹介するとともに、リサイクル製品利用者に対して情報提供してまいります。</p>
<p>52 ページ I-6 循環資源等の利用の促進</p>	<p>千葉県においては、最終処分量に占める県外処分の割合が増加している現状であり、本計画（案）の12ページにも「焼却灰の再生利用をさらに進める必要がある」と記載されていることから、県内における焼却灰の再生利用を進めるための具体的な取組を記載していただきたい。 （例） ・市町村等に対して、焼却灰の再生利用を推進するために必要な情報の提供を行う ・平成23年11月より操業を停止している市原エコセメントの代替となる施設など、焼却灰の再資源化施設を県内に確保、整備することを推進するなど</p>	<p>原案のままとします。 いただいた御意見も参考に、排出事業者と処理業者とのマッチングセミナーの開催等、必要な検討を行いたいと考えています。</p>

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
<p>57 ページ Ⅱ－6 海岸漂着物の処理の推進</p>	<p>海岸の漂着物処理の現実を見ると海岸所在市が事業主体となって処理をしているのが実態と考える。このため「補助制度の創設などにより促進」とするか、管理者が実際に出来る役割を表記し「推進」することについて検討の余地があると考えます。</p> <p>また、海岸漂着物である生活・事業のごみについては発生抑制及び処理について触れているが、流木については処理のみの記載となっている。海岸漂着物処理推進法に基づく記述であるならば、流木及び竹の発生抑制について記述を追加していただきたい。</p>	<p>海岸漂着物については、海岸漂着物処理推進法等関係法令に基づき、関係機関と連携・協力し、処理を推進していく必要があると考えています。</p> <p>御意見を踏まえ、主文に発生抑制に関する記述を追加します。</p>
<p>58 ページ Ⅱ－8 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施 ○不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底</p>	<p>本文中に、対象者の明記がないので「行為者に対し」等を加えたらどうか。さらに「支障の除去等の措置を必要としない」判断は、環境調査等を実施するのか。</p>	<p>不法投棄の行為者を特定できない場合には、土地所有者に指導を行うなど、指導の対象者には様々な者が考えられますので、記述の修正は行いません。</p> <p>支障の除去等の措置を必要とするか否かの判断にあたっては、現場の状況を確認し必要に応じ環境調査等を実施することもあります。</p>
<p>61 ページ Ⅲ－1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理 ○廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化の促進</p>	<p>千葉県の大域化計画は見直すのか。実施の方策も見出せない中で言葉だけが生きつづけるのはいかがなものか。</p>	<p>廃棄物処理の大域化等は、市町村が自らその必要性を判断したうえで、地域の実情に応じて推進すべきものであり、県はその際に必要な情報提供や助言を行っていきます。</p> <p>県が平成 11 年 3 月に策定した千葉県ごみ処理大域化計画は、平成 20 年度限りで計画期間が終了していますが、同計画の考え方は、市町村が大域化等の施策を推進する際の参考となるものと考えています。</p>



該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
<p>63 ページ Ⅲ－３ 災害廃棄物の処理体制の整備 ○市町村災害廃棄物処理計画の策定支援</p>	<p>災害廃棄物処理計画の策定に加え、各市町村において、災害廃棄物をどのように処理するのか指針を示した災害廃棄物処理マニュアルの策定支援についても言及すべきではないか。</p>	<p>原案のままとします。 なお、県では、平成 25 年 3 月に「千葉縣市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を策定し、市町村における「災害廃棄物処理マニュアル」の策定支援を行っているところです。</p>
<p>その他 不法投棄対策</p>	<p>不法投棄対策の内、産業廃棄物（県が包括的責任を負うもの）や県の管理地に投棄された廃棄物に関して、管理者等としての対応が担保されていない事例が発生している。 このことから、不法投棄に対して適正な対応を図る旨謳うのは当然のことながら、その裏付けとして不法投棄対策及び処分費等にかかる予算措置を確実に行っていただきたい。 （実態として、県管理地（または産業廃棄物）であっても、市が処理するケースが多い。）</p>	<p>土地の適正な管理については、管理者の責任として行うものであると考えます。 なお、不法投棄の防止対策等については、県と市町村等が連携して取り組むこととしているところです。</p>